別紙２

**令和６年度（第６３回）千葉県公衆衛生学会演題登録**

|  |  |
| --- | --- |
| 演題名 |  |
| 発表内容（主たる内容事項を・で囲む） | 母子保健・成人保健・高齢者保健福祉・栄養・歯科保健・精神保健地域保健・難病・災害・疫学・感染症・予防接種・薬事・食品衛生環境衛生・その他(　　　　　　　　) |
| 主 任 研 究 者※１名ご記入ください。 | 所属職位･氏名 |  |
| 所属先住所 | 　〒 |
| 電話番号 |  |
| 電子メール |  |
| **以下、演題内容に関わらず、全員ご記入ください。****倫理指針の確認** |
| 研究にあたり実施した調査等右のうち該当するものにチェックを入れること | [ ] 法令の規定より実施される研究\*1[ ] 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究[ ] 試料・情報\*2のうち、次に掲げるもののみを用いる研究[ ] 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報[ ] 個人に関する情報に該当しない既存の情報[ ] 既に作成されている匿名加工情報\*3 |
| 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」チェックリストで　該当した番号 |  （　　　） | 参考（１）～（４）、（８）：指針対象外（５）～（７）　　　　：**指針対象研究** |
| **指針対象研究の場合**倫理審査委員会の承認について | [ ] 受けている↳承認された倫理審査委員会名：　　　　　　　　　　　委員会　 　　　　　承認された年月日：　　　　　年　　　月　　　日[ ] 受けていない |
| 備考欄 |

**＊**用語の定義は倫理指針\*4に、解釈や手続についてはガイダンス\*5によります。

\*1 法令の規定により実施される研究：倫理指針ガイダンス第3 4参照。

\*2 試料・情報：試料及び研究に用いられる情報をいう。

　　　 　　　　倫理指針第1章第2(6)参照。

\*3 匿名加工情報：倫理指針第1章第2（31）参照。

\*4 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」【令和3年文部科学

　 省・厚生労働省・経済産業省告示第1号※令和5年3月27日一部改正】

　　\*5　「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス※令和6年

4月1日一部改訂」